

静岡労働局  
「総合労働相談コーナー」一覧

コーナー名	所在地	電話番号
静岡労働局 総合労働相談コーナー 女性相談員	〒420-8639 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階	054-252-1212
浜松 総合労働相談コーナー 女性相談員	〒430-8639 浜松市中区中央1-12-4 浜松合同庁舎8階 浜松労働基準監督署内	053-456-8148
磐田 総合労働相談コーナー	〒438-8585 磐田市見付3599-6 磐田地方合同庁舎4階 磐田労働基準監督署内	0538-32-2205
島田 総合労働相談コーナー	〒427-8508 島田市本通一丁目4677-4 島田労働総合庁舎3階 島田労働基準監督署内	0547-37-3148
静岡 総合労働相談コーナー	〒420-0837 静岡市葵区日出町10-7 田中産商ビル5階 静岡労働基準監督署内	054-252-8106
富士 総合労働相談コーナー	〒417-0041 富士市御幸町13-28 富士労働基準監督署内	0545-51-2255
沼津 総合労働相談コーナー	〒410-0831 沼津市市場町9-1 沼津合同庁舎4階 沼津労働基準監督署内	055-933-5830
三島 総合労働相談コーナー 女性相談員	〒411-0033 三島市文教町1-3-112 三島労働総合庁舎3階 三島労働基準監督署内	055-986-9100

## 都道府県別の件数一覧

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

労働局	総合労働 相談件数	民事上の 個別労働紛争 相談件数	労働局長による 助言・指導 申出件数	紛争調整委員会による あっせん 申請件数
1 北海道	35,323	8,139	279	262
2 青森	8,254	2,587	131	47
3 岩手	10,940	2,858	118	49
4 宮城	22,661	5,419	184	81
5 秋田	6,405	2,488	46	44
6 山形	9,826	2,490	195	79
7 福島	17,339	5,579	34	48
8 茨城	20,456	5,656	169	57
9 栃木	13,377	3,217	115	103
10 群馬	16,274	5,079	97	43
11 埼玉	60,619	12,747	704	288
12 千葉	43,089	7,088	355	110
13 東京	154,809	29,028	738	1,150
14 神奈川	55,024	12,531	281	221
15 新潟	15,559	4,209	139	65
16 富山	8,884	2,124	44	25
17 石川	9,719	3,030	123	34
18 福井	6,422	1,920	57	31
19 山梨	6,196	1,406	41	23
20 長野	17,644	6,317	109	137
21 岐阜	16,835	4,043	61	45
22 静岡	36,054	6,109	521	197
23 愛知	80,927	16,031	710	332
24 三重	15,523	3,949	143	35
25 滋賀	13,734	3,000	289	76
26 京都	23,353	8,214	266	91
27 大阪	119,651	21,368	602	384
28 兵庫	54,903	16,688	904	215
29 奈良	9,683	1,881	79	97
30 和歌山	6,568	1,239	37	18
31 鳥取	4,933	1,732	54	17
32 島根	6,448	1,694	76	28
33 岡山	16,229	3,299	69	68
34 広島	27,288	6,771	114	69
35 山口	12,170	2,563	179	27
36 徳島	8,781	1,917	52	24
37 香川	8,376	1,943	71	12
38 愛媛	11,285	2,587	94	41
39 高知	4,876	1,231	34	32
40 福岡	49,443	7,044	118	116
41 佐賀	8,718	2,139	32	23
42 長崎	9,999	3,001	133	38
43 熊本	12,966	3,366	190	53
44 大分	7,195	2,148	48	8
45 宮崎	9,877	2,510	27	59
46 鹿児島	7,297	3,053	63	35
47 沖縄	8,809	2,028	51	86
合計	1,130,741	255,460	8,976	5,123

# 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

## 1 趣旨

企業組織の再編や人事労務管理の個別化などに伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」）が増加していることにかんがみ、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、都道府県労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会のあっせん制度の創設などによって、総合的な個別労働紛争解決システムの整備を図る。

## 2 概要

### (1) 紛争の自主的解決（第2条）

個別労働関係紛争が生じたときは、紛争の当事者は、自主的な解決を図るよう努めなければならないものとする。

### (2) 都道府県労働局長による情報提供、相談等（第3条）

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争の未然防止及び自主的な解決の促進のため、労働者又は事業主に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

### (3) 都道府県労働局長による助言及び指導（第4条）

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争に関し、当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

### (4) 紛争調整委員会によるあっせん（第5条）

イ 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争について、当事者の双方又は一方からあっせんの申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会にあっせんを行わせるものとする。

ロ 都道府県労働局に、紛争調整委員会を置くものとする。

ハ あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならないものとする。

ニ あっせん委員は、当事者等から意見を聴取し、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができるものとする。

### (5) 地方公共団体の施策等（第20条）

地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、労働者又は事業主に対し、情報提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとし、国は、地方公共団体の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

また、当該施策として都道府県労働委員会が行う場合には、中央労働委員会が、当該都道府県労働委員会に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

# 個別労働紛争解決制度の枠組み

相談者

【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第3条】

## 総合労働相談コーナー

都道府県労働局及び労働基準監督署に設置 | 全国380か所

平成28年度 総合労働相談件数  
**113万741件**

うち、○法制度の問い合わせ  
(71万9,333件)

○労働基準法等の違反の疑いがあるもの  
(20万7,825件)

○民事上の個別労働紛争相談件数  
(25万5,460件)

内訳	① いじめ・嫌がらせ	70,917件
※1	② 自己都合退職	40,364件
	③ 解雇	36,760件

### 関係機関

情報提供  
連携

○都道府県  
・労政主管事務所  
・労働委員会

○裁判所

○法テラス 等

取次ぎ

労働基準監督署  
公共職業安定所 等

関係法令に基づく  
行政指導等

申出

申請

【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第4条】

## 労働局長による助言・指導

○申出件数 (8,976件)

内訳	① いじめ・嫌がらせ	2,206件
※1	② 解雇	1,022件
	③ 自己都合退職	948件

○処理件数 (8,912件) ※2

助言・指導の実施 (8,539件)  
取下げ (270件) ・打切り (86件)  
その他 (17件)

【個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第5条】

## 紛争調整委員会によるあっせん

○申請件数 (5,123件)

内訳	① いじめ・嫌がらせ	1,643件
※1	② 解雇	1,242件
	③ 雇止め	472件

○処理件数 (5,083件) ※2

合意の成立 (2,003件)  
取下げ (222件) ・打切り (2,847件)  
その他 (11件)

申請

※1 1回において複数の内容にまたがる相談等が行われた場合には、複数の内容を件数に計上している。

※2 労働局長による助言・指導の処理件数及び紛争調整委員会によるあっせんの処理件数は、年度内に処理が完了した件数で、当該年度以前に申出又は申請があったものを含む。